

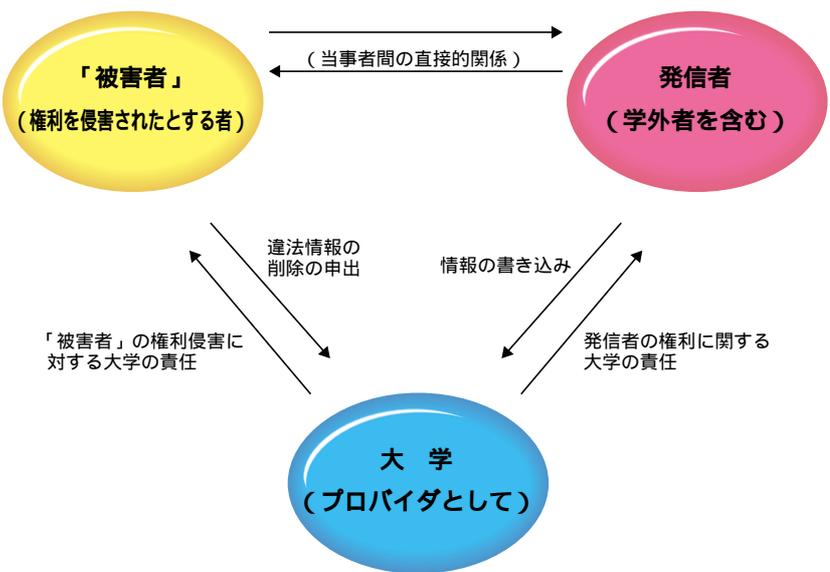
## 大学ホームページの新規則について

生活科学部助教授 小谷 眞男

このたび、大学のホームページに関する新しいルールである「お茶の水女子大学ウェブ・ページ運営規則」が制定され、すでに二〇〇三年四月一日から施行されています。ここでは、新規則制定の趣旨を御紹介します。

本来、インターネットを利用した大学からの自由な情報の発信は、情報公開という意味も含めて、大いに推奨されるべきことです。しかし、ある情報がインターネット上で広く流通することによって第三者の権利を不当に侵害する恐れがあるときなどには、大学のホームページ管理責任が問われる場合もあります。このような場合には、大学は、プロバイダの一種として、一定の手続にしたがってきちんと調査をおこない、どのような対応をすべきか適切に判断をする必要があるでしょう。

図 大学のホームページ管理運営責任 模式図



ところが、ホームページ上に掲載された情報の内容に関する発信者自身の著作権やプロバイダの権限をめぐる問題には、法律的にみて、現在のところ不明確な点も少なくありません。そこで、大学のホームページを円滑かつ適正に運営するためには、大学・発信者・第三者という三者間の相互関係に関する明確な学内ルールを設定することが必要となります(図参照)。こ

のような理由から、今回の規則が定められることになつたわけです。なお、手続細則などに関する運用指針も合わせて制定されました。

実際の利用の便宜を考慮して、運営規則と運用指針の概要を図解で示したうえで、運用規則の各条文ごとに運用指針や解説的事項などをまとめた運用マニュアルも、近日中に発行する予定です。この運用マニュアルは、冊子体として学内に配布するほか、大学のホームページ上でも公開されますので、是非御参照ください。

(今号発行日現在、運用マニュアルは、学内で配布、及び、URL [http://www.ocha.ac.jp/web\\_sism.pdf](http://www.ocha.ac.jp/web_sism.pdf) で公開されています。)

## アフガニスタンから来た 校長先生の家庭訪問

小野寺佳代子(三七年動物卒)



アフガニスタンの先生達と

五女子大学コンソーシアムがアフガニスタンの女子教育指導者を日本に呼んで、国際研修センターで研修をした際に、研修の合間に日本の家庭に行きたいとの希望で、二人の校長先生が我が家に来ました。想像した通り、アラブの堂々たる体躯のおばさまで、床暖房の上に膝を立て、腰を下ろした姿は賞祿でした。ちょうど家にホームステイしていた中国の大学院生、訪日中の上海復旦大学法学部教授とその奥さん、それに町内会の広報仲間二人と総勢十二人の昼食会となりました。ダリ語だというので、英語が通じなかつたらどうしようと、犬と小さい子供は場繋ぎになると、孫(一歳一カ月)を連れて来るように息子夫婦にも声をかけたのです。しかし、一人は非常に流暢に英語を話したのでホツとしました。そんなわけで、中国語、日本語、ダリ語、幼児語、英語が飛び交い奇妙な国際交流パーティーとなりました。一人は高校の校長先生で独身、もう一人の英語を話す人は中学の校長先生で、二三歳の息子がいるとのことでした。戦争の後で、教室も教材も破壊されて、大変だといっていま

# 「本学のセクシュアル・ハラスメント防止への新たな取組み」

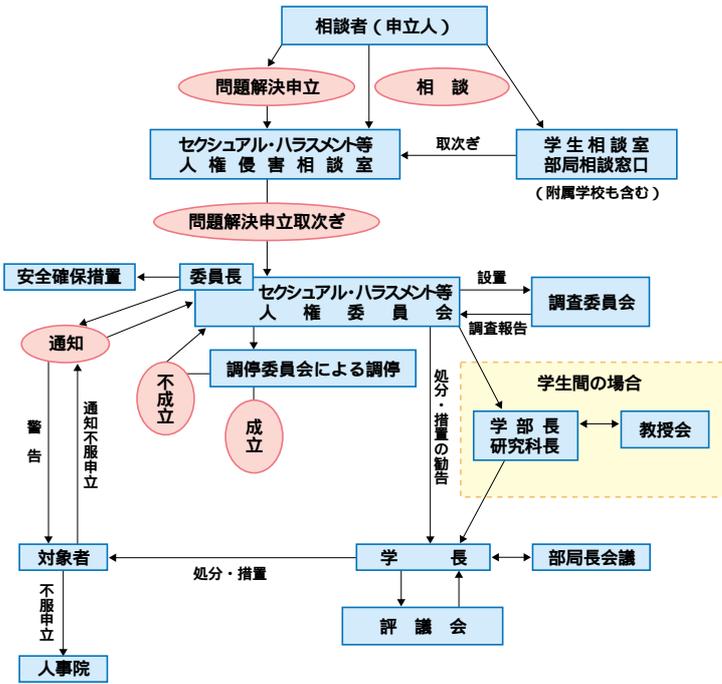
戒能 民江（生活科学部教授）

大学とセクシュアル・ハラスメント なかなか結びつかない人が多いかもしれない。しかし、そんなことはないのだ。大学ほど、セクシュアル・ハラスメントが起きやすく、隠されやすいところはないと言ってもよい。

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する不快な性的言動であり、そのことにより、学生や教職員の学習・研究・就業環境を侵害することである。

本学では、一九九九年三月に、セクハラ防止指針（ガイドライン）と相談窓口を設置して防止に努めてきた。だが、一九九九年に学生から被害の申立があり、女子大だからセクハラはないだろうなんて、大きな思い違いであること、そして、本学の取組みの不十分さに気づかされたのである。そこで、本学ではガイドラインや相談体制

## セクシュアル・ハラスメント等人権侵害相談・問題解決支援の流れ



の見直しを行い、二〇〇三年四月から、まったく新たな防止のための取組みを開始した。本学の院生を中心としたセクハラを考えるグループの協力がなければ、取組みの見直しは進まなかったに違いない。

新しい取組みの特徴は次のとおりである。第一に、セクハラだけではなく、院生や教員が被害を受けやすいアカデミック・ハラスメント、民族差別や性的指向による差別など、人権侵害全般を対象としていること、第二に

従来は申立てられた被害の解決方法があまりなかったのを改め、警告を与える通知制度（イエンジニアカード方式）、調停、事実調査に基づく処分の三つの方法を用意した。選択肢を増やして、訴えやすくなったのである。自分のせいで先生が首になったと言われるのは誰でも嫌だし、被害者は処分だけを求めているわけではない。第三に、被害者が大学の対応や周囲から、心ない言葉で傷つけられ、非難・中傷を受けて孤立することがないように、二次被害の防止を強調した。また、被害を申立てた人の安全や学習・研究環境に、大学が十分配慮すべきことも規定した。第四に防止への

したが、ご本人は大邸宅（二六〇m四方、庭は六〇〇本以上の木がある）に住んでいるので、我が家を見て、どこに寝るのだと聞くので、日本の家は便利で、この日本間が応接間にもなり、居室にもなり、寝室にもなると言ったら、どうしても理解してくれず、とうとう見せたくない押入を開けて、蒲団がしまつてあるのを見せる羽目になってしまいました。女性の会ということで、元裁判官と、中国の教授が、エプロンをして、お茶や味噌汁を運び食器を洗ってくれたのですが、アファガンの女性達はびっくり、夫に見せるからと二人の男性のポラロイド写真を大事に持っていきました。

今回の研修とは無縁な楽しい半日でしたが、もう少し、予備知識があったら、色々聞くことが出来、戦争の破壊を受けた共通の体験を分かち合うことが出来たのではと、後で思い出して残念な気がしています。でもこれは、最初の小さな一歩で、本当に援助を必要としている所まで、行き着くには双方の地道な努力と時間があるのではと思っています。

努力に重点を置いたことである。何と言っても早い時期に相談できることが一番大切だ。大学外から専門の相談員をお呼びして、相談しやすいしくみをつくった。セクハラかどうかかわからないけど、何かおかしいと思っただけでも、ストーカーの悩みでもOK。気軽に専門相談室に行ってほしい。

しくみだけ立派では意味がない。教職員・学生の方がたの関心が少しでも高まることこそ、防止への近道です。

セク・ハラ等人権侵害相談室  
月曜日10時～17時 保健管理センター地下にて学外の専門相談員が対応  
匿名相談も可  
E-mail shsoudan@cc.ocha.ac.jp  
TEL 03 5978 5936